

令和 6 年 4 月 2 日

都内訪問看護事業所管理者 様

東京都保健医療局 感染症対策部
医療体制整備第二課

医療措置協定締結に関する御協力について（依頼）

日頃から、都の保健医療施策に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）の改正により法定化された医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定。）の締結については、「医療措置協定締結に関する御協力について（依頼）」（令和5年11月28日付5保医感二第519号）にて、各訪問看護事業所の皆さまに御検討いただく旨の御協力をお願いしているところです。

今年度におきましても、新興感染症発生・まん延時の対応を円滑に行うため、各訪問看護事業所の皆さまと、医療措置協定を締結し、協働体制を強めていきたいと考えております。

つきましては、協定締結について御検討くださいますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1 協定の申込について

下記にお示しした東京都専用Webページにアクセスいただき、そこに掲載する協議フォームから入力をお願いいたします。（24時間入力可能）

東京都専用Webページには、協定に関する概要、協議フォームの入力方法等にかかる具体的な手順などをお示しした動画や協定書の解説、補助金のお知らせなどを掲載しております。

東京都専用Webページ：

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html

東京都保健医療局>感染症対策>医療措置協定について



2 お問い合わせについて

令和6年度東京都医療措置協定締結事務局

※本事業はMR T株式会社に委託して実施しています。

問い合わせ専用フォーム：上記の東京都専用Webページから「お問い合わせ」

にアクセスできます。

TEL： 0570-025-102

(電話受付時間 平日9：00から18：00まで)

(※土日祝日及び年末年始を除く)

(インターネットが利用可能な場合は、原則問い合わせ専用フォームよりお問い合わせください。)

東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎 30階南側

東京都保健医療局感染症対策部

医療体制整備第二課 担当： 八木、岩本、木幡、加藤

メール：S1150705@section.metro.tokyo.jp 電話：03-5320-5880 (直通)